

別表1 公社タウン蔵王みはらしの丘

助成の種別	対象者	助成内容		条件	申請期限	申請書添付書類
		助成対象	助成額			
住環境整備・再エネ設備導入助成 (※1)	土地売買契約を締結した方	(1)花壇・垣根・樹木等の工事及び当該工事と共に実施する擁壁工事に要した費用	左欄の費用	工事実施の事実が確認できること。	土地の引渡日から3年	(1)及び(2) ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し (3)及び(4) ・山形県又は山形市から交付決定された交付決定(額の確定)通知書の写し ・上記補助金申請に係る実績報告書等の写し(発電最大出力が分かる書類) ・上記の交付決定通知書がない場合は、公社が必要と認める書類
		(2)融雪設備(散水方式を除く)工事に要した費用	左欄の費用			
		(3)太陽光発電設備	1kw当たり2.5万円(上限10万円)	発電出力10kw未満		
		(4)ペレットストーブ等燃料機器(木質バイオマス燃焼機器)	1/2(上限10万円)	ペレットストーブ・チップストーブ・薪ストーブ・モミガラストーブ		
		(1)～(4)毎に申請は各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(4)の合計の上限は30万円/区画				
やまがた森林(モリ)ノミクス推進助成 (※1)	土地売買契約を締結した方	山形の家づくり利子補給制度の要件を満たす住宅	30万円/区画	「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第3条に規定する要件を満たしていること。 (利子補給を受けない場合であっても、要件を満たす場合は助成の対象となる。)	土地の引渡日から3年	(1)山形県から交付決定された「利子補給金交付予定額確認通知書」の写し または、「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第8条に定める山形の家づくり利子補給金交付申請書(様式第5号)及びその添付書類
U・I・Jターン助成 (※1)	申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く)	—	30万円/区画	購入した土地に定住したことが確認できること。	土地売買契約締結時	・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本

(※1)公益・生活利便施設用地は助成対象外

別表2 ”おもだかの里”天童寺津

助成の種別	対象者	助成内容		条 件	申請期限	申請書添付書類
		助成対象	助成額			
住環境整備助成	土地売買契約を締結した方	(1)花壇・垣根及び家庭菜園の工事に要した費用(樹木購入費用を除く)	左欄の費用	工事实施の事実が確認できること。	土地の引渡日から3年	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し
		(2)カーポート又は融雪設備(散水方式を除く)工事に要した費用	左欄の費用			
		(3)光回線及び家庭内LAN設備機器の導入に要した費用	左欄の費用			
		(1)～(3)毎に申請は各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(3)の合計の上限は30万円/区画				
やまがた森林(モリ)ノミクス推進助成	土地売買契約を締結した方	山形の家づくり利子補給制度の要件を満たす住宅	30万円/区画	「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第3条に規定する要件を満たしていること。 (利子補給を受けない場合であっても、要件を満たす場合は助成の対象となる。)	土地の引渡日から3年	山形県から交付決定された「利子補給金交付予定額確認通知書」の写し または、「令和3年度山形の家づくり利子補給金交付要綱」第8条に定める山形の家づくり利子補給金交付申請書(様式第5号)及びその添付書類
		住環境整備助成との併用は不可とする。				
天童寺津地盤改良工事費助成	土地売買契約を締結した方	地盤改良費	左欄の費用の1/2又は50万円のいずれか低い額	工事の実施が確認できること。	土地の引渡日から3年	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査結果の概要 ・地盤改良工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し
U・I・Jターン助成	申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く)	—	30万円/区画	購入した土地に定住したことが確認できること。	土地売買契約締結時	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本